

# 高齢者マークを付けましょう

～大切なあなたの命、大事な人の命を守るために～

平成22年12月17日道路交通法施行規則の一部が改正されました。

◎改正の内容(高齢者マークの様式変更)

- ・ 70歳以上の高齢運転者が普通自動車を運転する場合に表示する高齢者マークの様式が変更になりました。

(道路交通法施行規則 別記様式第5の2の2)

※従来の高齢者マーク  も当分の間使用できます。

- ・ 70歳以上の運転者については、高齢者マークを表示するように努めてください。(道路交通法第71条の5第3項)

※罰則はありません。

～未然に危険を防止するため、できる限り表示するよう努めてください。～

《新しい高齢者マーク》



《高齢運転者の保護》

自動車の運転者は、高齢者マークを付けた車両に対しては、危険の防止のためやむを得ない場合を除き、「幅寄せ」や「割り込み」等の行為は禁止されています。

(道路交通法第71条第5号の4)

高齢者マークは、車体の見やすい位置(地上から0.4メートル以上1.2メートル以下)に表示します。

高齢ドライバーであることを知らせ、他のドライバーからの危険な行為を受けないためにも効果的なマークです。積極的に表示するようにしましょう。